

第 5 2 号議案

亀岡市道路の占用に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市道路の占用に関する条例（昭和 31 年亀岡市条例第 36 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市道路の占用に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市道路の占用に関する条例（昭和 31 年亀岡市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

道路その他これらに類するもの	〃	1,500
露店、商店、置場その他これらに類するもの	1 平方メートルにつき 1 月	600

」

を

「

道路その他これらに類するもの	〃	1,500
露店、商店、置場その他これらに類するもの	地域の活性化等に資する路上イベントに際し一時的に設けるもの	1 平方メートルにつき 1 日 20
	その他のもの	1 平方メートルにつき 1 月 600

」

に改め、同表備考に次のように加える。

4 露店、商店、置場その他これらに類するものを地域の活性化等に資する路上イベントに際し一時的に設ける占用において、道路に備付けの電源を使用する場合には、1口につき1時間当たり100円を加算するものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

亀岡市道路の占用に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 地域の活性化等に資する路上イベントに際し一時的に設ける露店等に係る道路占用料（日額）及び電源を使用する場合の加算額を定めること。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行すること。